

# 「ディスカバー農山漁村の宝アワード」(第8回選定)応募要領

## 1. 「ディスカバー農山漁村の宝」とは

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るものです。

このため、他の地域の参考となるような優れた地域活性化の取組を募集します。

選定された地区に対しては、選定証の授与を行うとともに、「ディスカバー農山漁村の宝」特設 Web サイトでの活動の紹介などを通じて、全国的な情報発信を行います。

【「ディスカバー農山漁村の宝」特設 Web サイト】<https://www.discovermuranotakara.com/>

## 2. 応募について

### (1) 応募の対象となる取組

地域において、新たな需要の発掘・創造や埋もれていた地域資源の活用を行うことにより、農林水産業・地域の活力創造につながる、次の①から③のいずれかに該当する取組とします。

#### ① 美しく伝統ある農山漁村を次世代へ継承する取組

(例：歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化を図る取組、消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興に関する取組 など)

#### ② 幅広い分野・地域との連携により農林水産業・農山漁村を再生する取組

(例：6次産業化、農福連携、震災復興、都市と農山漁村の共生・対流を推進する取組、女性・高齢者の活躍する取組 など)

#### ③ 国内外の新たな需要に即した農林水産業を実現する取組

(例：農泊を推進するためにインバウンドを含めた旅行者等を農山漁村に呼び込む取組、農林水産物の輸出に向けた取組、ジビエの普及啓発や需要拡大を推進する取組 など)

### (2) 応募資格

- ① 「(1) 応募の対象となる取組」に該当する取組を行っている団体及び個人とし、自薦、他薦は問いません。
- ② 団体を対象とした「団体部門」、個人を対象とした「個人部門」の2部門を各々募集します。
- ③ 「団体部門」と「個人部門」の重複応募は可能です。
- ④ 過去に選定された団体は「団体部門」で再応募は出来ませんが、その構成員が「個人部門」で応募することは可能です。

### (3) 応募方法

以下の URL（「ディスカバー農山漁村の宝」特設 Web サイト内）より、

- ① 応募用紙を以下の URL よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/>

※応募用紙（団体用及び個人用）の記入方法は、別添の応募用紙（記入例）をご覧ください。

- ② 上記 URL の応募フォームに必要事項を入力いただいたうえで、必要事項を記入した応募用紙を添付し、送信してください。

※応募方法にご不明な点がある場合は、6. 問合せ先までご連絡ください。

### (4) 選定方法

応募資料をもとに、有識者懇談会において総合的に審査し、30 地区(者)程度を優良事例とし、その中から部門ごとに以下の賞を選定し、表彰します。

また、部門を問わず、選定された優良事例の中から、分野ごとに先鋭的な取組に対して「特別賞」を選定し、表彰します。

#### ① 団体部門

選定された優良事例の中から、最優良地区を「グランプリ」、事業化を通じて所得向上や雇用を生み出す取組等を「優秀賞」（ビジネス部門）、関係者の連携による活動で地域に活力をもたらす取組等を「優秀賞」（コミュニティ部門）として選定し、表彰します。

#### ② 個人部門

選定された優良事例の中から、優良者を「優秀賞」（個人部門）として選定し、表彰します。

### (5) 応募期間

令和 3 年 6 月 16 日（水）から令和 3 年 8 月 31 日（火）まで

## **3. 選定結果及び選定証の授与**

選定結果については、10 月頃に「ディスカバー農山漁村の宝」特設 Web サイト等で公表します。

また、選定証については、公表後に都内で開催する選定証授与式において授与する予定です。

## **4. 「地方版ディスカバー農山漁村の宝」について**

・応募された取組は、「地方版ディスカバー農山漁村の宝」として、応募者の所在地を所管する各地方農政局等においても、審査・選定を行います。

・選定結果については、各地方農政局等による審査・選定の後、農林水産省のホームページ等において、公表を行います。

・地方版「ディスカバー農山漁村の宝」に選定された地区については、後日、各地方農政局等より、

選定証を授与します。

※各地方農政局等が所管する都道府県は 6.問合せ先を御覧ください。

## 5. その他

- (1) 提出された資料については、後日、担当窓口から内容等の問合せを行う場合があります。
- (2) 選定された団体の取組は、全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR 活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 選定審査にあたり応募資料に虚偽又は選定後に優良事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定を取り消し、選定証を返納していただくこととなります。

## 6. 問合せ先（問合せ時間 10:00～17:00 ※平日のみ）

### ①応募者の所在地：北海道

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 活性化推進班<事務局>

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL : 03-3502-5946 FAX : 03-3595-6340

### ②応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局 農村振興部 農村計画課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎

TEL : 022-261-6734 又は 022-263-1111(内線 4445、4118) FAX : 022-216-4287

### ③応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、

長野県、静岡県

関東農政局 農村振興部 農村計画課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL : 048-740-0507 FAX : 048-740-0082

### ④応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局 農村振興部 農村計画課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎

TEL : 076-232-4531 FAX : 076-263-0256

### ⑤応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局 農村振興部 農村計画課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

TEL : 052-223-4629 FAX : 052-220-1681

⑥応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局 農村振興部 農村計画課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL : 075-414-9051 FAX : 075-451-3965

⑦応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

中国四国農政局 農村振興部 農村計画課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎

TEL : 086-224-9416 FAX : 086-227-6659

⑧応募者の所在地：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州農政局 農村振興部 農村計画課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎

TEL : 096-211-9111(内線 4613) FAX : 096-211-9812

⑨応募者の所在地：沖縄県

沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL : 098-866-1652 FAX : 098-860-1194